

「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」に係る  
取扱クラウドファンディング事業者募集要項

平成29年5月31日

## 目次

第1	事業目的	1
第2	事業スキーム	1
第3	定義	2
第4	本事業における実施規則	3
第5	補助金に係る手続等	4
第6	支援対象者	6
第7	業務フローについて	6
第8	事業規模	7
第9	応募資格	8
第10	募集期間	8
第11	質問受付期間	9
第12	応募書類の提出	9
第13	提出書類	9
第14	審査方法	9
第15	今後のスケジュール（予定）	11
別紙1		12
別紙2		15
別紙3		23
別紙4		24
別紙5		25
別紙6		26
別紙7		28
別紙8-1		30
別紙8-2		32
別紙8-3		34
別紙9		36
別紙10		37
別紙11		38
別紙12		41
別紙13		43
別紙14		44

## 第1 事業目的

創業希望者等の小口・無担保の資金ニーズに応えるクラウドファンディングの活用を支援することで、様々な属性（主婦・学生・高齢者等）による創業や、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進していきます。

## 第2 事業スキーム

### 1 事業の概要

#### ◆支援対象者

都内で行う計画の事業で、次のいずれかに該当する創業希望者又は中小企業者

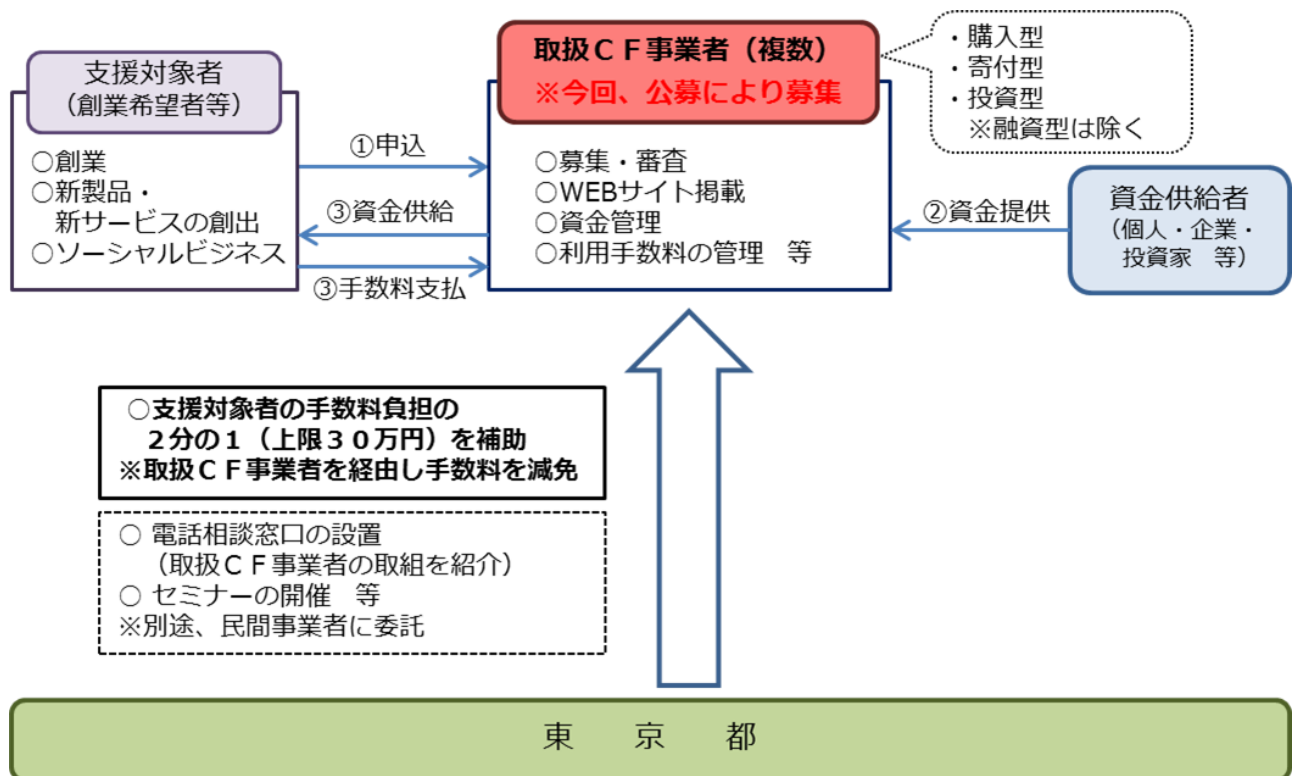
- ・創業の計画があるもの又は創業後5年未満の者
- ・新製品・新サービスを創出する者
- ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に記載されたニーズの解決を図る者（ソーシャルビジネスなど）

※その他の支援対象者の要件は「第6 支援対象者」を参照

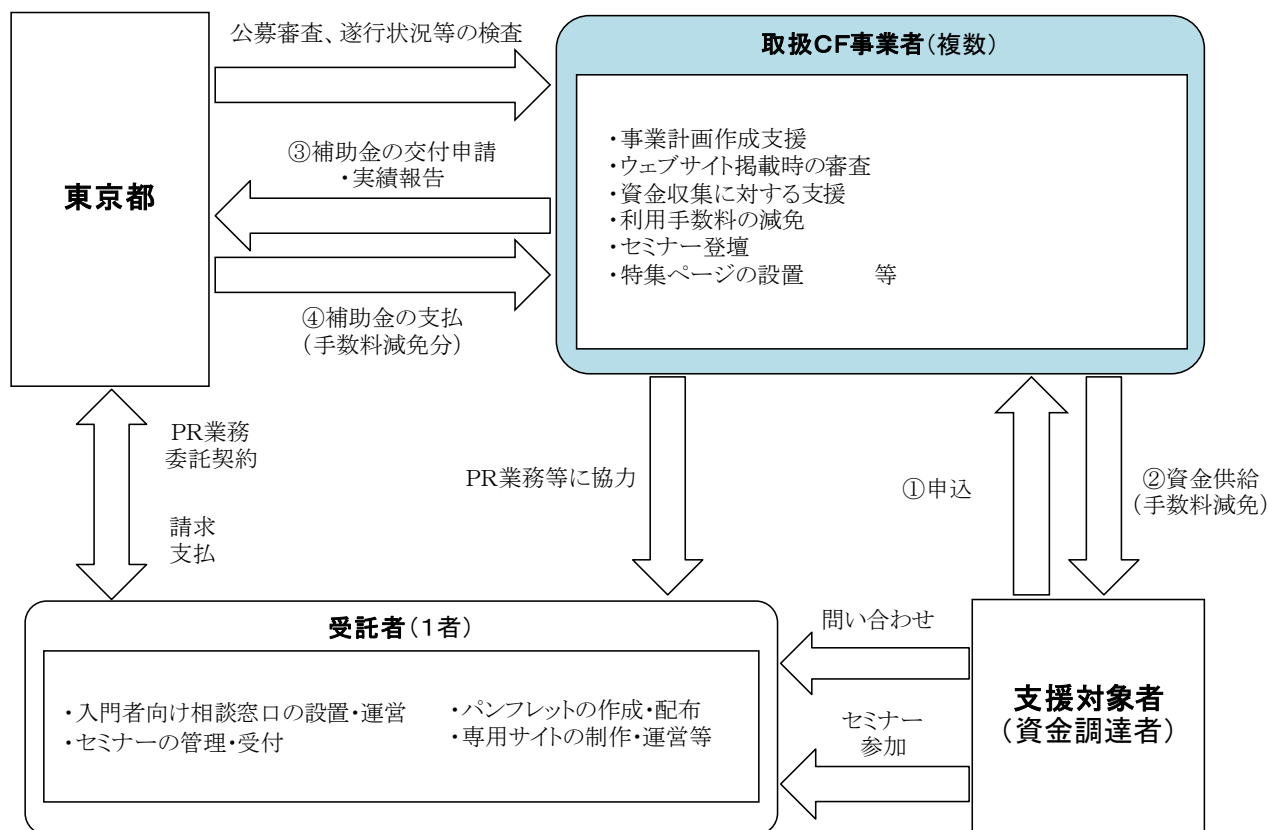
#### ◆支援対象者に対する主な支援内容

- ・クラウドファンディングのPR
- ・事業に応じた取扱クラウドファンディング事業者の紹介
- ・事業計画等の策定支援
- ・クラウドファンディングの利用に伴う手数料の補助

※手数料の原則2分の1（1件あたり上限30万円）



## 2 各業務の関係（概要）



## 第3 定義

	定義
本事業	クラウドファンディングを活用した資金調達支援
CF	クラウドファンディング
CF事業者	クラウドファンディング・サイトの運営事業者
取扱CF事業者	本事業において、都が選定したCF事業者
応募者	募集要項に応じて、提出書類を提出した者
支援対象者	本事業における支援対象者の要件を満たす者
事業年度	本事業における事業年度をいい、4月1日から3月31日までの一年間とします。ただし、事業開始年度においては、事業の開始日から3月31日までの期間を事業年度とみなします。
受託者	(今回の募集とは別に) PR業務を受託する者

## 第4 本事業における実施規則

### 1 取扱CF事業者の任務

- (1) 取扱CF事業者は、次に掲げる事項を行うことを任務とします。
- ア 事業計画作成支援
  - イ ウェブサイト掲載時の審査
  - ウ 資金収集に対する支援
  - エ 資金管理・利用手数料管理
  - オ プロジェクト実行支援・モニタリング
  - カ コミュニケーション支援
  - キ その他必要と認められる業務
- (2) 取扱CF事業者は、支援対象者に対して利用手数料の減免を行うにあたり、都に対して、それに伴う補助金の申請及び報告等を行います。
- 注：次の2つから請求方法を選択してください。
- ① 予め支援対象者の手数料を減免した後に、補助金を請求する方法
  - ② 都から補助金の支払を受けた後に、減免金額を支援対象者に支払う方法
- (3) 都は、取扱CF事業者に対して次の任務を依頼した場合、その報酬又は委託料等を適切と認められる金額の範囲で負担します。
- ア 本事業のセミナーへの登壇に係る報酬
  - イ 取扱CF事業者のウェブサイトについて、本事業に関する特集ページの設置及び更新に係る委託料
  - ウ その他、都が必要と認めた任務

### 2 利用手数料の減免に係る補助金

都は、取扱CF事業者が「1 取扱CF事業者の任務 (2)」に掲げる利用手数料の減免を行う金額を補助金として交付します。

### 3 各種業務に対する協力

取扱CF事業者は、都が設置する相談窓口及び専用サイト等が円滑に運営できるように協力しなければなりません。

### 4 都に対する個別プロジェクトの報告

- (1) 取扱CF事業者は、都に対して、四半期毎に個別プロジェクトに係る報告書を提出しなければなりません。
- (2) 取扱CF事業者は、補助対象期間の終了後も、全ての個別プロジェクトについて顛末が確認できるまで、(1)の報告を継続しなければなりません。
- (注) 四半期毎に報告を継続して頂きます。

## 5 補助金の返還

- (1) 本事業の補助は、利用手数料を減免する取扱CF事業者に対して行うものであり、資金調達者に対して行うものではありません。取扱CF事業者は、資金調達者のプロジェクトの成功に責任を負わないことから、プロジェクトが成功しなかったことをもって都に対する補助金の返還が行われることはありません。
- (2) 減免の対象となった案件について、資金調達者が、資金調達時に設定した用途通りに資金を利用しなかったことが明らかになった場合、取扱CF事業者は、都に対して補助金の返還を行わなければなりません。
- (3) 減免の対象となった案件について、事後的に反社会的勢力との関係があることが明らかになった場合、取扱CF事業者は、都に対して補助金の返還を行わなければなりません。

## 6 その他

取扱CF事業者は、この募集要項に定めるもののほか、都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要があります。

## 第5 補助金に係る手続等

### 1 補助金の交付対象

- (1) この補助金は、「第4 1 取扱CF事業者の任務 (2)」に基づき取扱CF事業者が補助事業として利用手数料の減免を行う金額について、予算の範囲内において交付するものであり、補助対象経費は別紙14に定めるとおりとします。
- (2) 前項の補助金には、消費税及び地方消費税分を含めません。

### 2 補助率

- (1) 取扱CF事業者に対して交付する補助金の額は、支援対象者毎に発生する利用手数料の2分の1以内とします。
- (2) 支援対象者1件当たりの補助金の額は30万円を上限とします。

### 3 補助金の交付の申請

取扱CF事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、別紙11による補助金交付申請書を都に提出しなければなりません。

### 4 補助金の交付決定

都は、交付の決定に当たり取扱CF事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができます。

### 5 重複受給の禁止

取扱CF事業者は、本事業について複数の補助金等を受給することはできません。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではありません。

### 6 実績報告

- (1) 取扱CF事業者は、四半期毎の補助事業が完了したとき及び事業年度が終了した時は、

- 翌月15日までに別紙12による補助事業実績報告書を都に提出しなければなりません。
- (2) 事業年度中において、都から実績報告又はその他の報告を求められた場合には、取扱CF事業者は都に対してその報告を行います。

## 7 補助金の額の確定

都は、「6 実績報告」の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により取扱CF事業者に通知するものとします。

(注) 都が、取扱CF事業者に対して行う検査は四半期毎に実施（四半期末の翌月25日までに実施する予定です。）

## 8 補助金の支払等

取扱CF事業者は、「7 補助金の額の確定」に基づき補助金の支払を受けようとするときは、別紙13による請求書を都に提出しなければなりません。

## 9 是正のための措置

都は、「7 補助金の額の確定」による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、取扱CF事業者に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができます。

## 10 交付決定の取消し

都は、取扱CF事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (5) 取扱CF事業者の決定が取り消されたとき。

なお、この規定は、「7 補助金の額の確定」により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

## 11 立入検査

都は、東京都職員をして、取扱CF事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます。

## 12 補助事業の経理

取扱CF事業者は、補助金に係る経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 第6 支援対象者

1 本事業の支援対象者は、次に掲げる条件をいずれも満たす者としてします。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 創業者（次に掲げるいずれかに該当する者）

(ア) 現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者

(イ) 創業した日から5年未満である者（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の者を含む。）

イ 新製品・新サービスの創出に挑戦する者

ウ 「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に記載されたニーズの解決を図るソーシャルビジネスを行う者

(2) 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置く事業者であること（東京都内で事業を行う計画を有する者を含む。）。

(3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者に該当すること（現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者を含む）。

(4) 大企業が実質的に経営を支配していないこと。

(5) 宗教教育その他いかなる宗教活動に該当する事業でないこと。

(6) 政治活動に該当する事業でないこと。

(7) 本事業の趣旨に鑑み、地域の経済や雇用を支えるなど、地域産業の活性化に資する事業を行うものであること。

(8) 以下の事業に該当しないこと。

ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

(9) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいいます。以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(10) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

(11) 事業の形態は、個人または法人であること。

2 支援対象者の要件確認は取扱CF事業者が行います。

3 事業規模に関わらず、創業、新製品・新サービス、ソーシャルビジネスへの挑戦を後押しする観点から、支援対象となるプロジェクトの資金調達規模は問いません。

## 第7 業務フローについて

### 1 業務フロー

主な業務フローは、「別紙5」をご参照ください。



## 2 支援対象者の要件確認

- (1) 取扱CF事業者は、要件確認を行うに際し、申請者から次の書類の提出を受けます。
  - ① 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書（別紙6）
  - ② 重要事項確認書（別紙7）
  - ③ 受付申請書（別紙8-1、8-2、8-3）
- (2) 上記書類①及び②について、取扱CF事業者は申請者と面談して内容を説明しながら、申請者に対し「記載（○囲み等）」及び「署名・押印」を求めてください。

※ 面談が困難であると認められる場合は、テレビ電話その他の相互に同時的な対話が可能な通信技術を用いることも可能です。
- (3) 取扱CF事業者は、受付申請書について記載内容と「証明するための書類」の提出を確認し、自ら「押印」を行います。
- (4) 取扱CF事業者は、上記書類（受付申請書に係る「証明するための書類」は含まない）を東京都にメール等（PDFで読込）で提出します。
- (5) 取扱CF事業者は、上記書類の原本（受付申請書に係る「証明するための書類」を含む）を、本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存します。

## 3 月次の提出書類

- (1) 取扱CF事業者は、都に対して、「別紙9」の月次報告書を提出してください。
- (2) 月次報告書の提出期限は、月末の翌月15日までとします。

## 4 四半期毎の提出書類

- (1) 取扱CF事業者は、都に対して、次の書類を提出してください。
  - ア 個別プロジェクト報告書（別紙10）
  - イ 補助事業実績報告書（別紙12）
  - ウ 請求書（別紙13）
- (2) 上記（1）の各書類の提出期限は、各四半期末の翌月15日までとします。
- (3) 個別プロジェクト報告書には、受付申請書の提出を受けたものを全て記載してください。
- (4) 個別プロジェクト報告書は、補助対象期間の終了後も、全ての個別プロジェクトの完了が確認できるまで報告を継続してください。

## 第8 事業規模

本事業が想定する事業規模は、以下のとおりです（全ての取扱CF事業者分を合算したもの）。

- ・平成29年度における支援対象者数は概ね100者
- ・平成29年度における補助金交付の限度額は30,000千円

注 取扱CF事業者毎に、一定の補助金予算額を予め設定し、執行状況を確認しながら随時追加します。

## 第9 実施期間

本事業の実施期間は、平成29年4月1日を起算日として、起算日から3年以内とします。

## 第10 応募資格

- 1 取扱CF事業者は次の条件をいずれも満たす必要があります。
  - (1) 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置く法人であること。
  - (2) 寄付型、購入型、投資型（株式型、融資型を除く）のいずれかのCF事業の運営を行っていること。
  - (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に、クラウドファンディングにおいて調達した資金について、利用者への引渡を80件以上完了していること（株式型、融資型を除く）。
  - (4) CF事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
  - (5) 宗教教育その他いかなる宗教活動も行っていないこと。
  - (6) 以下の事業を行っていないこと。
    - ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
    - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）
  - (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者
  - (9) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
  - (10) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
  - (11) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
  - (12) 事業税その他租税の未申告・滞納がないこと。
  - (13) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
  - (14) 以下の事業者には該当しないこと。
    - ア 行政処分により業務停止命令の期間中である事業者
    - イ 行政処分により業務改善命令等を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない事業者

## 第11 取扱CF事業者決定の取消し

- 1 都は、取扱CF事業者が本事業の実施期間中に「第10 応募資格」の要件を満たさないことが認められた場合は、取扱CF事業者の決定を取り消すことができます。
- 2 取扱CF事業者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、取扱CF事業者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに都と協議してください。

## 第12 募集期間

平成29年5月31日（水）から6月23日（金）午後4時まで

### 第13 質問受付期間

平成29年5月31日（水）から6月12日（月）午後4時まで  
質問を文章にて（様式自由）E-mailにより送付してください。

\*口頭による質問は受け付けません。

E-mail:[S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

メールの件名の冒頭に「(CF)」の文字を記載してください。

回答は、質問者全員にE-mailにより全質問及び回答を送付します。

回答は、平成29年6月16日（金）午後4時までに随時行います。

### 第14 応募書類の提出

募集期間内に、次の提出先まで持参し提出してください（要事前連絡）。

提出先：東京都産業労働局金融部金融課高度化資金担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎24階  
電話 03-5320-4804

### 第15 提出書類

応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとします。

提出書類	必要部数	備考
参加申込書	1部	様式は「別紙3」を用いること
誓約書	1部	様式は「別紙4」を用いること
履行事項全部証明書	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの
納税証明書	1部	最新のもの
確定申告書（写）	1部	決算書・直近3期分（注）
企画提案書	15部	「別紙1」企画提案書の記載事項に従うこと
会社案内・パンフレット	15部	
その他東京都が必要と認めた書類	15部	別途指示があった場合に提出

（注）設立から3期に満たない場合は、設立期以降すべての確定申告書の提出をお願いします。

### 第16 審査方法

#### 1 予備調査等

##### （1）都職員の要件確認

応募者が応募資格の要件を満たしているかについて、書面上の確認を行います。

なお、この時点で、応募資格の要件を満たさないことが明らかな場合、以降の調査及び審査は実施しません。

##### （2）監査法人の予備調査

監査法人が、応募者の事務所に訪問して、次の観点から定量、定性の両面にて調査を実施します。

ア 応募者が、応募資格の要件を充足しているか。

- イ 応募者が、本事業の運営を適切に実施する能力を有しているか。
- ウ 提案書における業務フローは、応募者の業務実態を反映しているか。

＜予備調査受審時の注意事項＞

- ア 監査法人が行う予備調査には、業務フローに関する関連書類の閲覧を含みます。
- イ 監査法人は従事者複数名で1日訪問して、予備調査を実施します。
- ウ 従って、予備調査が1日（7時間）以内に完了するように、関連書類の準備（コピー等）及び整理をお願いいたします。
- エ 予備調査が完了しなかった場合、審査委員会の審査は行わない可能性があります。

## 2 審査委員会

(1) 審査実施日

平成29年8月を予定

(2) 審査場所

東京都庁内会議室を予定

(3) 出席者

応募者（2名以内）

(4) 説明時間

40分（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

(5) 説明方法

- ・事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行ってください。
- ・プレゼンテーションは必ず、所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合は、プレゼンテーションの途中であっても打ち切りとする場合がありますので注意してください。
- ・審査会当日、審査員に対して事前提出書類以外の資料を配布することは禁止します。

(6) 選定方法

プレゼンテーションの内容及び提出書類に基づき厳正な審査を行い、本事業の運営を適切に実施する能力を有すると認められる事業者を、取扱CF事業者として選定します。

(7) その他

審査委員会の時間、集合場所等の詳細は別途連絡します。

## 3 注意事項

- (1) 東京都及び監査法人から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
- (2) 都が補助金を支出することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として(1)の速やかな対応が困難な場合を含む）には、審査委員会の審査は行いません。
- (3) 調査結果及び審査結果に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じません。
- (4) 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。
- (5) 東京都は必要に応じてクラウドファンディング分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができますものとします。
- (6) 東京都は、自らの裁量において予告なく本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、東京都は、本要項に定めるスケジュー

ールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### 第17 今後のスケジュール（予定）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・応募書類の締め切り    | 平成29年6月23日（金）   |
| ・審査委員会の開催     | 平成29年8月上旬       |
| ・候補者の選定及び詳細協議 | 平成29年8月         |
| ・事業者の決定       | 平成29年8月         |
| ・事業開始の準備      | 平成29年8月～平成29年9月 |
| ・事業開始         | 平成29年10月        |

## 企画提案書の記載事項

### 1 企画提案書を記載するうえでの前提

次の前提に基づく企画提案を行ってください。

- (1) クラウドファンディングを通じて、様々な属性（主婦・学生・高齢者等）による創業や、新製品・新サービスの創出及びソーシャルビジネスへの挑戦を促進すること。
- (2) 東京都内における地域の経済や雇用を支えるなど、地域産業の活性化に資する事業を行う創業希望者及び中小企業者に対して、独自の取組を通じた支援を行うこと。
- (3) 都の公金を原資とする補助金を活用するため、要件確認、報告及び検査といった必要手続に協力すること。
- (4) 都事業の取扱CF事業者として、「信頼性のある審査」、「適切な資金管理」及び「丁寧な支援」といった観点から、業務フロー及び運営方針を整備・運用すること。

### 2 企画提案書への記載内容

第1 取扱CF事業者の概要
1 組織概要
(1) 事業目的
(2) 業歴・履歴
(3) 過去3期の決算状況と今期の見込み
(4) 組織体制
(5) 経営者及び役員の経歴
2 能力及び実績
(1) CF事業の運営に関する能力
ア 運営するCF事業の概略（取扱類型、All in方式等のプロジェクト形式の説明）
イ CF組成及び管理にかかる利用手数料（成功報酬等を含む。）
(ア) 手数料の種類（内容及び発生時期等を含む。）
(イ) 手数料の計算方法（金額、上限額、ハードルレートの有無等を含む。）
ウ CF事業を運営するために必要な資格の保有状況
(同業者の協会等への所属状況の説明を含む)
エ CF事業の運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールできる能力
(2) CF事業の運営に関する実績
ア 過去3年間毎の資金引渡実績（件数、資金引渡額）
注：各年毎に4月1日から3月31日までの資金引渡実績
イ 直近1年間の資金引渡実績の個別プロジェクト一覧表
(件名、資金引渡年月、資金引渡額)
注：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの資金引渡実績

<b>第2 本事業に関する提案の概要</b>
1 提案に至った背景・基本方針
(1) CFを通じた創業者、新製品・新サービスの創出、ソーシャルビジネス等への支援に対する考え方 (2) CF市場の現状を踏まえた、本事業に対する取組方針
2 取組体制
(1) 本事業の運営にあたる担当者数と役割分担（専任者及び専任者に準ずる者等） (2) 本事業の担当者の業務経歴（CF業務経験の詳細情報）
3 利用手数料の減免
(1) 本事業における利用手数料減免の適用方法
4 本事業に対する協力方針
(1) 本事業の趣旨及び目的を達成するための独自の取組 ア 本事業における広報活動への協力 イ 支援対象者の発掘活動 ウ 支援対象者に対する支援 エ 個別プロジェクト完了までの経過報告の方法 オ その他
<b>第3 業務フロー及び運営方針</b>
1 本事業に取組むうえでの業務フロー及び運営方針についての説明
(1) 事業計画作成支援の方法 (写真撮影、PR文書作成、キャッチコピー作成支援などの説明を含む。) (2) ウェブサイト掲載時の審査方法 (暴力団等の反社会的勢力を排除する方法や、公序良俗性の確認など、支援対象者の要件を確認する方法についての説明を含む。) (3) 資金収集に対する支援の方法 (ウェブサイト掲載、その他PR支援の説明を含む。) (4) 資金管理・利用手数料管理の方法 (収集した資金にかかる分別管理方法や利用手数料の減免方法の説明を含む。) (5) プロジェクト実行支援・モニタリングの方法 (収集した資金の目的外使用やプロジェクトの未履行等が発生した場合における、対応方法の説明を含む。) (6) コミュニケーション支援の方法 (資金調達者と資金提供者間で発生したトラブルへの対応方法の説明を含む。) 注：(1)～(6)には、関連する帳票書類の保管体制についての説明を含めること。また、アピールポイントを明確化し、フローチャートでの説明を含めること。
2 資金供給者について暴力団等の反社会的勢力を排除する方法（考え方）

### 3 注意事項

- (1) 企画提案書の記載に当たっては、上記項目を全て盛り込んでください。
- (2) 企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、応募者の負担としてください。
- (3) 提出書類は、いずれも返却しません。不要となった書類の廃棄については、東京都が責任をもって行います。
- (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがあります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 企画提案書の様式は任意としますが、記載内容の項番等（項番の順序を含む）については、上記の通りとしてください。また、「別紙2 企画提案書（雛形）」を参考としてください。
- (7) フローチャートは、「別紙5 業務フロー」を参考に作成してください。
- (8) 東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、書類提出期間後の追加資料提出は一切認めないので注意してください。



## 企画提案書（雛形）

## 第1 取扱CF事業者の概要

## 1 組織概要

## (1) 事業目的

(記述欄)

## (2) 業歴・履歴

(記述欄)

## (3) 過去3期の決算状況と今期の見込み

	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期 (見込み)
売上高				
売上総利益				
営業利益				
経常利益				
当期純利益				
総資産				
借入金				
純資産				
説明				

(注) 設立から3期に満たない場合は、設立期以降すべての決算状況を記入してください。

(4) 組織体制

(記述欄)

(5) 経営者及び役員 の 経歴

役職名	氏名	略歴

2 能力及び実績

(1) CF事業の運営に関する能力

ア 運営するCF事業の概略（取扱類型、A l l i n方式等のプロジェクト形式の説明）

(記述欄)

イ CF組成及び管理にかかる利用手数料（成功報酬等を含む。）

（ア）手数料の種類（内容及び発生時期等を含む。）

（記述欄）

（イ）手数料の計算方法（金額、上限額、ハードルレートの有無等を含む。）

（記述欄）

ウ CF事業を運営するために必要な資格の保有状況

（同業者の協会等への所属状況の説明を含む）

（記述欄）

エ CF事業の運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールできる能力

（記述欄）

（１） CF事業の運営に関する実績

ア 過去3年間毎の資金引渡実績（件数、資金引渡額）

	26/4～27/3	27/4～28/3	28/4～29/3	合計
件数（件）				
資金引渡額（万円）				
説明				

イ 直近1年間の資金引渡実績の個別プロジェクト一覧表

（件名、資金引渡年月、資金引渡額）

別紙「個別プロジェクト一覧表」を参照

## 第2 本事業に関する提案の概要

### 1 提案に至った背景・基本方針

(1) CFを通じた創業者、新製品・新サービスの創出、ソーシャルビジネス等への支援に対する考え方

(記述欄)

(2) CF市場の現状を踏まえた、本事業に対する取組方針

(記述欄)

### 2 取組体制

(1) 本事業の運営にあたる担当者数と役割分担（専任者及び専任者に準ずる者等）

氏名	役割	役割の内容

(2) 本事業の担当者の業務経歴（CF業務経歴の詳細情報）

氏名	業務経歴（CF業務経歴）

1 利用手数料の減免

(1) 本事業における利用手数料減免の適用方法

(記述欄)

2 本事業に対する協力方針

(1) 本事業の趣旨及び目的を達成するための独自の取組

ア 本事業における広報活動への協力

(記述欄)

イ 支援対象者の発掘活動

(記述欄)

ウ 支援対象者への支援

(記述欄)

エ 個別プロジェクト完了までの経過報告の方法

(記述欄)

オ その他

(記述欄)

### 第3 業務フロー及び運営方針

#### 1 本事業に取り組むうえでの業務フロー及び運営方針についての説明

##### (1) 事業計画作成支援の方法

(写真撮影、PR文書作成、キャッチコピー作成支援などの説明を含む。)

###### ア 業務フロー

別紙「フローチャート(1)」を参照

###### イ 運営方針

(記述欄)

##### (2) ウェブサイト掲載時の審査方法

(暴力団等の反社会的勢力を排除する方法や、公序良俗性の確認など、支援対象者の要件を確認する方法についての説明を含む。)

###### ア 業務フロー

別紙「フローチャート(2)」を参照

###### イ 運営方針

(記述欄)

##### (3) 資金収集に対する支援の方法

(ウェブサイト掲載、その他PR支援の説明を含む。)

###### ア 業務フロー

別紙「フローチャート(3)」を参照

###### イ 運営方針

(記述欄)

(4) 資金管理・利用手数料管理の方法

(収集した資金にかかる分別管理方法や利用手数料の減免方法の説明を含む。)

ア 業務フロー

別紙「フローチャート(4)」を参照

イ 運営方針

(記述欄)

(5) プロジェクト実行支援・モニタリングの方法

(収集した資金の目的外使用やプロジェクトの未履行等が発生した場合における、対応方法の説明を含む。)

ア 業務フロー

別紙「フローチャート(5)」を参照

イ 運営方針

(記述欄)

(6) コミュニケーション支援の方法

(資金調達者と資金提供者間で発生したトラブルへの対応方法の説明を含む。)

ア 業務フロー

別紙「フローチャート(6)」を参照

イ 運営方針

(記述欄)

(注) (1)～(6)には、関連する帳票書類の保管体制についての説明を含めること。

また、アピールポイントを明確化し、フローチャートでの説明を含めること。

2 資金供給者について暴力団等の反社会的勢力を排除する方法(考え方)

(記述欄)





## 参加申込書

当社は、「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」に係る取扱クラウドファンディング事業者募集企画提案への参加を希望します。

会社名		
所在地		
代表者（職・氏名）	印	
担当部署		
担当者（職・氏名）		
連絡先	Tel	
	FAX	
	E-mail	
URL		

## 誓約書

東京都知事 殿

クラウドファンディングを活用した資金調達支援補助金交付要綱第6条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第18条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

---

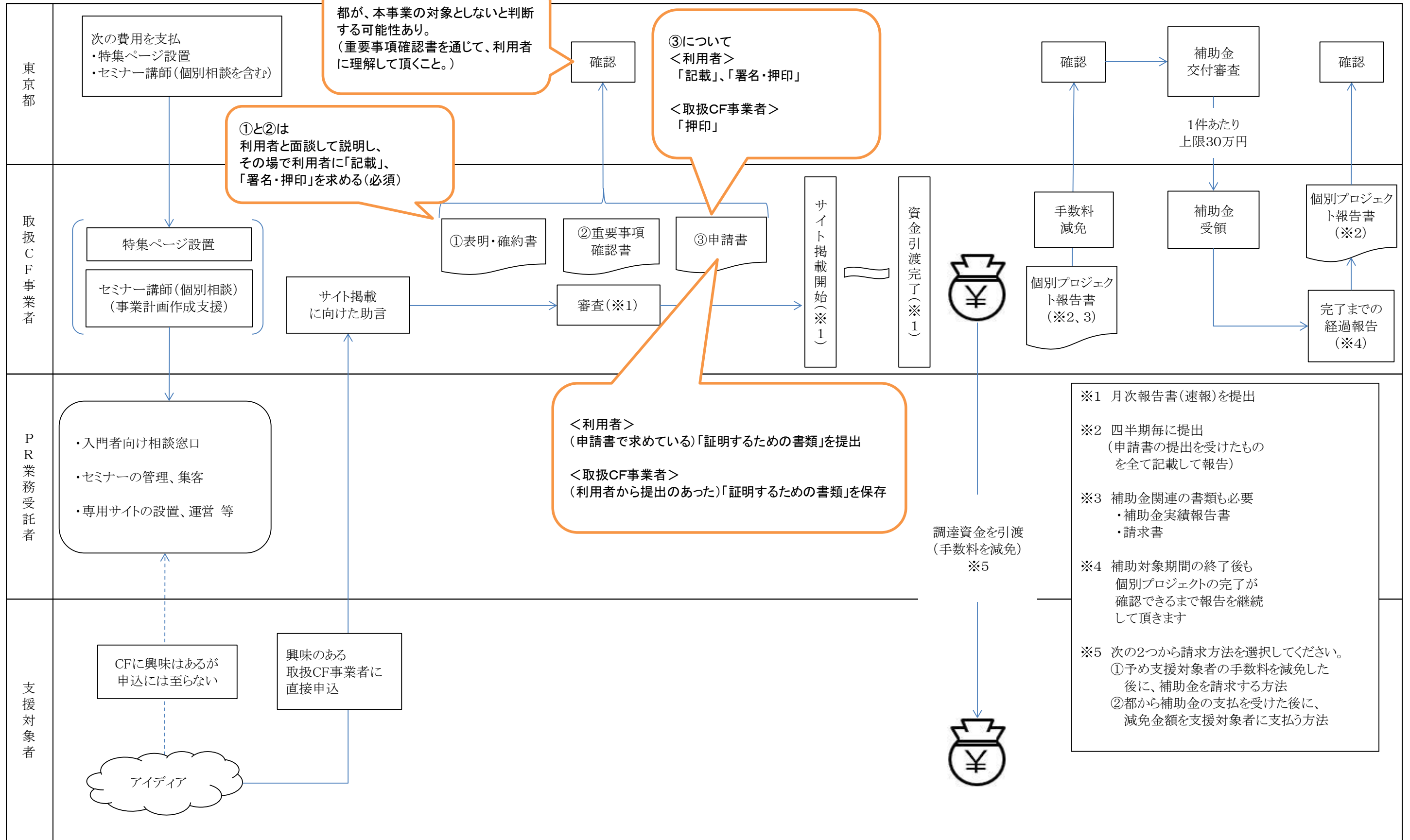
氏 名

印

---

- \* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

主な業務フロー



## 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

株式会社〇〇〇  
代表取締役〇〇〇〇殿

会社名 \_\_\_\_\_  
 役職 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_歳)  
 性別 < 男 ・ 女 >

- 1 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約<いたします・いたしません>。
  - ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動・政治活動等標榜ゴロ ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していないもの ⑦その他前各号に準ずる者
  
- 2 私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」）と次の各号いずれかに該当する関係がないことを表明、確約<いたします・いたしません>。
  - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
  - ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
  
- 3 私（当社）は自ら又は第三者を利用して、次の各号いずれの行為も行わないことを表明、確約<いたします・いたしません>。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

(裏面へ続く)

- 4 私（当社）は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約<いたします・いたしません>。
- ①下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
  - ②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約の解除のための措置をとること
- 5 私（当社）は、下請け又は再委託先業者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不正介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約<いたします・いたしません>。
- 6 私（当社）は、これらの各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解除されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより、損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約<いたします・いたしません>。

平成 年 月 日

署名・押印

Ⓜ

(注1) 1から6までの各項目末尾の<いたします・いたしません>は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。

(注2) 「理解して同意したかどうかの意思表示」と、そのことを「行為によって記録に残す」ことが重要になるため、取扱CF事業者は利用者と面談して本書を説明しながら、利用者に対し「注1の○囲み」及び「署名・押印」を求めてください。

**重要事項確認書**  
**東京都「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」**

申請者名 \_\_\_\_\_

- 1 クラウドファンディング（以下「CF」）CFによる資金調達及び提供は、当事者間の自己責任によるものであることを<確認しました・確認しません>
- 2 取扱クラウドファンディング事業者（以下「取扱CF事業者」）による審査があるため、申請者の希望に添わない場合（審査に時間がかかる場合、審査結果によってはCFが利用できない場合）があることを<確認しました・確認しません>
- 3 審査を通過し、CFサイトに掲載しても、必ずしも資金調達ができるわけではないことを<確認しました・確認しません>
- 4 CFサイト掲載後も申請者自身によるプロジェクトのPR活動が重要であることを<確認しました・確認しません>
- 5 資金調達できた場合は、必ず、CFサイトに掲載した内容通りに資金を活用し、プロジェクトを実行しなければならないこと（リターンがある場合は、リターンの完了まで行う必要があること）を<確認しました・確認しません>
- 6 取扱CF事業者が定める費用が発生することを<確認しました・確認しません>
- 7 CFによる資金調達及び提供は、当事者間の自己責任によるものであり、東京都は、CFによる資金調達及び提供、各プロジェクトについての責を負わないことを<確認しました・確認しません>
- 8 取扱CF事業者による審査の他に、東京都による要件確認があること（要件確認をもって、審査を通過するわけではないこと）を<確認しました・確認しません>
- 9 本事業に関連するCFサイトに掲載した内容（プロジェクト内容、目標調達額及び資金調達額等）について、申請者の同意を得ることなく、東京都が公表する可能性があることを<確認しました・確認しません>
- 10 利用手数料の減免は、取扱CF事業者と合意した目標調達額を、平成30年3月31日までに達成した場合に限られることを<確認しました・確認しません>

（裏面へ続く）

- 11 目標調達額を達成した場合でも、既に、取扱CF事業者毎に定めた補助金予算の上限を超えている場合には、利用手数料の減免が受けられないことを  
＜確認しました・確認しません＞
- 12 利用手数料の減免が受けられない場合でも、本事業の利用者として、本事業に関連するCFサイトに掲載され続けることを＜確認しました・確認しません＞
- 13 本事業の支援対象として不適切と判断される事項が判明した場合には、本事業に関連するCFサイトへの掲載が取り消されることを＜確認しました・確認しません＞
- 14 取扱CF事業者に対し、プロジェクトの経過及び顛末を報告する義務があることを＜確認しました・確認しません＞
- 15 取扱CF事業者から、プロジェクトの経過及び顛末にかかる質問が行われた場合、これについて回答する義務があることを＜確認しました・確認しません＞
- 16 次の個人情報の取扱いについて＜確認しました・確認しません＞
- (1) 取扱CF事業者は、個人情報の保護に関する法律にのっとり、この事業に必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって申請者の個人情報等を取得し、取得した個人情報等をこの事業の定めに基づき利用することを目的として保有すること。
- (2) 取扱CF事業者は、申請者から得た個人情報等を、この事業の運営上必要となる範囲において、都に対し、申請者の同意を得ることなく、提供又は開示することができること。
- 17 「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」の内容を確認しており、署名・押印していることを＜確認しました・確認しません＞

平成 年 月 日

署名・押印

⑩

(注1) 1から17までの各項目末尾の＜確認しました・確認しません＞は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。

(注2) 「理解して同意したかどうかの意思表示」と、そのことを「行為によって記録に残す」ことが重要になるため、取扱CF事業者は申請者と面談して本書を説明しながら、申請者に対し「注1の○囲み」及び「署名・押印」を求めてください。

**受付申請書（創業者用）**  
**東京都「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」**

申請者名 \_\_\_\_\_

**1 私は、次の<(ア)に該当します・(イ)に該当します・どれにも該当しません>**

創業者（次に掲げるいずれかに該当する者）

(ア) 現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者

(イ) 創業した日から5年未満である者（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の者を含む。）

**2 私は、1を証明するために次の書類を、取扱CF事業者に**

**<提出しています・提出していません>**

証明するための書類

**チェック** 1の(ア)：免許証 又は 住民票 及び 事業計画書

**チェック** 1の(イ)：履行事項全部証明書（法人） 又は 開業届（個人事業主）

**3 私は、次の<①に該当します・②に該当します・③に該当します・どれにも該当しません>**

①都内に本店があります

②都内に主たる事業所があります

③都内においてクラウドファンディングで資金調達する事業を行う計画を有しています

**4 私の法人・事業は、資本金 \_\_\_\_\_ 円、従業員数 \_\_\_\_\_ 人で**

下表の要件を**<満たします・満たしません>**

業種	資本金	従業員数
製造、建設、運輸、不動産など	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造（注2）	3億円以下	900人以下
卸売	1億円以下	100人以下
小売、飲食	5千万円以下	50人以下
サービス	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス	3億円以下	300人以下
旅館	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人（注3）	—	300人以下

注1：資本金又は従業員数のどちらかが、上表の金額・人数以下であること

注2：自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

注3：医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人など

**5 私の法人・事業は大企業が実質的に経営を支配<しています・していません>**

**6 私の事業は、宗教教育その他宗教活動を<行います・行いません>**

（裏面へ続く）



7 私の事業は、政治活動を<行います ・ 行いません>

8 私の事業は、次の事業計画（概略）のとおり、東京都内における、地域の経済や雇用を支えるなど、地域産業の活性化に資する事業に<該当します ・ 該当しません>  
**事業計画（概略）**

9 私の事業は、次の<いずれかに該当します ・ いずれにも該当しません>

- ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

注：風営法の許可・届出を必要とする事業は支援対象外

10 私の事業は、現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないことを表明、確約<いたします ・ いたしません>

11 私は、法令等で定める租税についての未申告、滞納がないことを証明するため、次の書類を、取扱CF事業者に<提出しています ・ 提出していません>

- 証明するための書類

チェック□ 納税証明書（最新のもの）

12 取扱CF事業者と合意した目標調達額 \_\_\_\_\_ 円

平成 年 月 日

署名・押印

Ⓜ

取扱CF事業者記入欄

当方所定の審査を行った範囲において、上記に違反する事項は検出されておられません。

管理番号 創—\_\_1

平成\_\_年\_\_月\_\_日

株式会社 ○○○○

Ⓜ

（注意）各項目の<選択肢>は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。  
また、「記入欄」、「チェック□」も、必ず署名者本人が記入してください。

**受付申請書（新製品・新サービス用）**  
**東京都「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」**

申請者名 \_\_\_\_\_

- 1 私は、次の事業計画（概略）のとおり、新製品・新サービスの創出に挑戦する者に  
**<該当します ・ 該当しません>**

**事業計画（概略）**

- 2 私は、1を証明するために次の書類を、取扱CF事業者  
**<提出しています ・ 提出していません>**

証明するための書類

**チェック** 製品・サービスの一覧表 及び 事業計画書

- 3 私は、次の**<①に該当します・②に該当します・③に該当します・どれにも該当しません>**

①都内に本店があります

②都内に主たる事業所があります

③都内においてクラウドファンディングで資金調達する事業を行う計画を有しています

- 4 私の法人・事業は、**資本金** \_\_\_\_\_ **円**、**従業員数** \_\_\_\_\_ **人**で  
 下表の要件を**<満たします ・ 満たしません>**

業種	資本金	従業員数
製造、建設、運輸、不動産など	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造（注2）	3億円以下	900人以下
卸売	1億円以下	100人以下
小売、飲食	5千万円以下	50人以下
サービス	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス	3億円以下	300人以下
旅館	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人（注3）	—	300人以下

注1：資本金又は従業員数のどちらかが、上表の金額・人数以下であること

注2：自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

注3：医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人など

- 5 私の法人・事業は大企業が実質的に経営を支配**<しています ・ していません>**

- 6 私の事業は、宗教教育その他宗教活動を**<行います ・ 行いません>**

（裏面へ続く）

7 私の事業は、政治活動を<行います ・ 行いません>

8 私の事業は、次の事業計画（概略）のとおり、東京都内における、地域の経済や雇用を支えるなど、地域産業の活性化に資する事業に<該当します ・ 該当しません>  
**事業計画（概略）**

9 私の事業は、次の<いずれかに該当します ・ いずれにも該当しません>

- ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

注：風営法の許可・届出を必要とする事業は支援対象外

10 私の事業は、現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないことを表明、確約<いたします ・ いたしません>

11 私は、法令等で定める租税についての未申告、滞納がないことを証明するため、次の書類を、取扱CF事業者に<提出しています ・ 提出していません>

- 証明するための書類

チェック口 納税証明書（最新のもの）

12 取扱CF事業者と合意した目標調達額 \_\_\_\_\_ 円

平成 年 月 日

署名・押印

Ⓜ

取扱CF事業者記入欄

当方所定の審査を行った範囲において、上記に違反する事項は検出されておられません。

管理番号 新—\_\_1

平成\_\_年\_\_月\_\_日

株式会社 ○○○○ Ⓜ

（注意）各項目の<選択肢>は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。  
また、「記入欄」、「チェック口」も、必ず署名者本人が記入してください。

**受付申請書（ソーシャルビジネス用）**  
**東京都「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」**

申請者名 \_\_\_\_\_

- 1 私は、次の事業計画（概略）のとおり、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に記載されたテーマの解決に貢献することが期待できるソーシャルビジネスを行う者に**＜該当します ・ 該当しません＞**

**事業計画（概略）**

- 2 私の事業は、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」における、ページ\_\_\_\_\_に記載された、テーマ\_\_\_\_\_の解決に貢献することが**＜期待できます ・ 期待できません＞**

- 3 私は、次の**＜①に該当します・②に該当します・③に該当します・どれにも該当しません＞**

- ①都内に本店があります  
 ②都内に主たる事業所があります  
 ③都内においてクラウドファンディングで資金調達する事業を行う計画を有しています

- 4 私の法人・事業は、**資本金**\_\_\_\_\_円、**従業員数**\_\_\_\_\_人で  
 下表の要件を**＜満たします ・ 満たしません＞**

業種	資本金	従業員数
製造、建設、運輸、不動産など	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造（注2）	3億円以下	900人以下
卸売	1億円以下	100人以下
小売、飲食	5千万円以下	50人以下
サービス	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス	3億円以下	300人以下
旅館	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人（注3）	—	300人以下

注1：資本金又は従業員数のどちらかが、上表の金額・人数以下であること

注2：自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

注3：医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人など

- 5 私の法人・事業は大企業が実質的に経営を支配**＜しています ・ していません＞**

- 6 私の事業は、宗教教育その他宗教活動を**＜行います ・ 行いません＞**

（裏面へ続く）

7 私の事業は、政治活動を<行います ・ 行いません>

8 私の事業は、次の事業計画（概略）のとおり、東京都内における、地域の経済や雇用を支えるなど、地域産業の活性化に資する事業に<該当します ・ 該当しません>  
**事業計画（概略）**

9 私の事業は、次の<いずれかに該当します ・ いずれにも該当しません>

- ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業  
イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）  
注：風営法の許可・届出を必要とする事業は支援対象外

10 私の事業は、現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないことを表明、確約<いたします ・ いたしません>

11 私は、法令等で定める租税についての未申告、滞納がないことを証明するため、次の書類を、取扱CF事業者に<提出しています ・ 提出していません>

- 証明するための書類  
 チェック□ 納税証明書（最新のもの）

12 取扱CF事業者と合意した目標調達額 \_\_\_\_\_ 円

平成 年 月 日

署名・押印

Ⓜ

取扱CF事業者記入欄

当方所定の審査を行った範囲において、上記に違反する事項は検出されておられません。

管理番号 実—\_\_1

平成\_\_年\_\_月\_\_日

株式会社 ○○○○

Ⓜ

（注意）各項目の<選択肢>は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。  
また、「記入欄」、「チェック□」も、必ず署名者本人が記入してください。

月次報告書（速報）  
（クラウドファンディングを活用した資金調達支援）

取扱CF事業者名  
（捺印は不要）

## 1 報告対象期間

平成 年 月分

## 2 報告内容

①当月に審査を行った件数 \_\_\_\_\_ 件  
（否決されたものを含む）

②当月にCFサイト掲載を行った件数 \_\_\_\_\_ 件

③当月に資金引き渡しを行った件数・金額 \_\_\_\_\_ 件  
\_\_\_\_\_ 円

注：上記は速報値であり、四半期毎に確定する実績値と差異のある可能性があります。

個別プロジェクト報告書（雛形）

本事業参加から平成 年 月末まで

管理番号	申請書署名 (年月)	申請者名	目標金額 (円)	調達開始 (年月)	目標金額到達 (年月)	手数料発生 (年月)	利用手数料 (円)	左の算定根拠	利用手数料 減免金額 (円)	現時点の 調達金額 (円)	補助金 請求時期	現時点の 資金引渡 (年月)	引渡金額 (円)	プロジェクト 完了予定 (年月)	プロジェクト 完了 (年月)	備考
合計																
(例) 1	平成29年10月	株式会社C F	3,000,000	平成29年10月	平成29年12月	平成29年12月	600,000	目標金額×20%	300,000	3,500,000	29年第3期	平成29年12月	3,200,000	平成30年2月	平成30年2月	
(例) 2	平成29年11月	都民 太郎	2,000,000	平成29年11月	平成30年1月	平成30年1月	400,000	目標金額×20%	200,000	3,000,000	29年第4期	平成30年2月	2,800,000	平成30年5月	未確定	
(例) 3	平成30年1月	東京 花子	4,000,000	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	要件確認後に追加審査中

注1：申請書の提出を受けたものを、全て報告対象とする

注2：完了したものも削除しないで残す

注3：管理番号は複数年度において通番とする

注4：空欄は作らず「未確定」又は「中断」等を記入（備考は除く）

注5：本表は雛形であり、実際の報告書は取扱CF事業者毎に調整する

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地  
名 称  
代表者

年度 クラウドファンディングを活用した資金調達支援に係る補助金交付申請書

このことについて、クラウドファンディングを活用した資金調達支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付申請額

円

※ 収支予算・四半期別請求（執行）予定額は別紙

- 4 補助事業の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 5 添付書類
  - (1) 定款
  - (2) 事業報告書
  - (3) 決算書



収 支 予 算

自 年 月 日  
至 年 月 日

(収入の部)

(単位：千円)

区 分	予算額	前年度予算額	比 較 増 (△) 減	説 明
(総収入額)				
補助金				

(支出の部)

(単位：千円)

区 分	予算額	前年度予算額	比 較 増 (△) 減	説 明
(総支出額)				
利用手数料の減免				

四半期別請求（執行）予定額

自            年   月   日  
至            年   月   日

(収入の部)

(単位：千円)

区 分	予 算 額	四 半 期 別 請 求 予 定 額				説 明
		第 1	第 2	第 3	第 4	
(総収入額)						
補助金						

(支出の部)

(単位：千円)

区 分	予 算 額	四 半 期 別 請 求 予 定 額				説 明
		第 1	第 2	第 3	第 4	
(総支出額)						
利用手数料の減免						

様式第7（第13条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名 称  
代表者年度 クラウドファンディングを活用した資金調達支援に係る  
補助事業実績報告書（ 分）

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業を完了しましたので、クラウドファンディングを活用した資金調達支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
	同 年月日	年 月 日	
2	既確定額	金	円
3	今回確定額	金	円
4	残額	金	円

※ 収支決算は別紙

様式第7 別紙

収 支 決 算  
( 分)

自 年 月 日  
至 年 月 日

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額 (第 四半期)	決算額 (年度累計)	予算残	説明
(総収入額)					
補助金					

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額 (第 四半期)	決算額 (年度累計)	予算残	説明
(総支出額)					
利用手数料の減免					

様式第8（第14条関係）

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者

年度 クラウドファンディングを活用した資金調達支援に係る  
補助金交付請求書（第 四半期分）

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた上記補助金について、  
下記のとおり請求します。

記

金 円

## 補助対象経費

補助対象経費は、以下①～③の条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費とする。

- ① 補助事業として利用手数料の減免を実施するための必要最小限の経費
- ② 補助対象期間内に、利用手数料が発生し、かつ、取扱CF事業者と合意した目標調達額を達成した支援対象者に係る経費
- ③ 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして、明確に区分できる経費

## 補助対象経費一覧

経費区分	内 容
利用手数料の減免	<p>本事業に関して取扱CF事業者が、支援対象者に対して行う利用手数料の減免金額を対象とする。</p> <p>ただし、次の条件の範囲とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象者毎に発生する利用手数料の2分の1以内</li> <li>・ 支援対象者1件当たりの補助金の額は30万円を上限とする</li> <li>・ 補助金には、消費税及び地方消費税分を含めない</li> </ul>